

指定申請の流れについて

地域密着型サービス事業者に係る指定の流れはおおよそ次のようになります。

準備

○ 指定の要件(基準)の確認

指定事業者になるためには、横浜市の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

例えば ・ 指定を受けるには、申請者が法人である必要があります。

・ 法人の定款等の目的に、介護保険サービスを行う旨を位置づける必要があります。

(指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できません。)

・ 基準に規定されている必要な人員、設備を備える必要があります。

基準を確認するには…

基準条例を市のウェブサイト上で公表しておりますので、ご確認ください。

【 URL 】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

新規指定申請 連絡票の送付

地域密着型サービス新規指定申請連絡票をEメールで送信してください。
新規指定申請連絡票の送付が期日を過ぎている場合は、次の偶数月の指定となります。

申請書類は、補正完了期限までに全ての書類を整える必要があります。
書類補正に要する時間を考慮し、早めのご提出をお願いします。

【ご注意】

※ 介護保険法に基づく各種申請、届出等についての書類の作成や届出業務について、他人の求めに応じ、報酬を得て、業として行えるのは、社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみです。
(ただし、行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)附則第2項に規定されており、当該法律の施行(昭和55年9月1日)の際に、現に行政書士会に入会していた行政書士は書類の作成については業として行えます。)

申請

申請書類受付期限までに必要書類を郵送または直接来庁してご提出ください。申請書及び添付書類等の審査を行い、不備があった場合、補正完了期限までに書類の修正等を行っていただきます。

補正完了期限までに必要書類が整わない場合は、次回以降に再度申請していただくこととなります。

指定申請までに建築・改修が完了し関係法令(建築基準法、消防法、横浜市福祉のまちづくり条例等)、まちのルール(建築協定、地区計画等)に適合していることの確認を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。提出時にはすべての書類をご準備ください。
補正完了期限までに申請書類を整えれば良いわけではありません。

※ **申請にかかる手数料を納付していただきます。**

令和5年10月1日より電子申請届出システム(厚生労働省所管)で申請を行うことが可能です。詳細は案内ページ(以下URL)をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.html>

指定についての被保険者等の意見反映措置



介護保険法上、地域密着型サービス事業者の指定時には、市町村は被保険者等の意見を聞くこととされています。申請者が対応することはありません。

指定

指定日は偶数月の1日です。※「指定通知書」は指定予定月の前月末に郵便にて発送します。

公示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等が横浜市健康福祉局のウェブサイトに掲載されます。「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」にも情報は提供しています。

【新規指定受付スケジュール】

指定予定月日	新規指定申請 連絡票 送付期限 (厳守)	申請書類 受付期限 (厳守)	書類補正完了 期限 (厳守)
2024.4.1	2024.3.11	2024.3.11	2024.3.28
2024.6.1	2024.4.1	2024.4.19	2024.5.2
2024.8.1	2024.5.15	2024.6.7	2024.6.28

【ご注意】

- ・2024年4月1日、6月1日指定分については、現行のスケジュールから変更しています。
- ・2024年8月1日指定以降は、通常通りの申請受付スケジュールとなります。(日程が確定次第、別資料でご案内します。)

【申請時の留意事項】※申請前に必ずご確認ください。

- ・法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があることが必要です。登記事項の変更が完了していない事業者については、法務局へ変更申請した際の副本をあわせて添付してください。登記完了後に速やかに当課までお送りください。
- ・管理者は主任介護支援専門員であることが要件となります。経過措置規定(※)の適用を受けている主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援事業所の指定を受けることはできません。

(※)経過措置規定:令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員でない場合、令和3年3月31日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。

申請書類提出先(郵送用ラベル)

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市健康福祉局介護事業指導課

運営支援係 地域密着型サービス担当 行

< 年 月 日 地域密着型サービス等新規指定申請書 在中 >

※ 印刷してお使いください